

科学と総合的な判断

—新「二つの文化」論のための覚書(3)—

松 浦 俊 輔

ある人が、サッカーがなぜ好きなのかと言われて、サッカーには人生のすべてがあるからと答えたとする。この答えに文字どおりに(別の対象になぞらえるのではなく)納得できるのは、すでにサッカーに人生を見ている人だけだ。そうでない人にとっては、サッカーはあくまでボール蹴りであって、人生のすべてを見る対象ではない。サッカーがなぜ好きなのかと聞かれて、そこには人生のすべてがあるからと答えるのは、あくまでもサッカーが好きだからと答えているのと同じことではなく、一種のトートロジーである。ところが、サッカーを共有する人々の間では、これは紛れもなく真であり、この類の台詞に対する共感は、必然的に「しょせん……でしかない」の類の冷淡を圧倒する。共感するということのパワーが冷淡の無力を吹き飛ばすからだ。ディシプリンとは、そのようなトートロジーの共有とさえ言うことができるだろう。

トートロジーの共有は、一方ではディシプリン相互のコミュニケーションを不可能にする。いわゆる「二つの文化」の間の隔離も、トートロジーが共有できないところに由来するとも言える。いずれの文化も、それぞれの暗黙の了解をもっており、それについてはトートロジカルにしか承認できない。ところがそれが暗黙のものであればあるほど、ディシプリンを強固に規定することになる。そしてもちろん、そのようなディシプリンは必要であると同時に障壁と

もなる。本稿では、そうしたディシプリンの対立やそれを超える試みを簡単に検討してみたい。

1 ソーカル事件

「二つの文化」の対立の深刻さを示すものは数々あるが、その一つの典型として、ソーカル事件 (Sokal Affair) がある。これは、物理学者のアラン・ソーカルが、ポストモダン批評誌である『ソーシャル・テクスト』誌に、「境界を侵犯する——量子重力論の変形的解釈学」という、主として現代フランスの論壇のスターたちを豊富に引用し、それと物理学における量子重力論とを関連づけて論じた論文を投稿し、掲載されたことに発する。ところがソーカルは、これが掲載されたのを受けて直ちに、その論文が、単に諸家の文章をもっともらしくつないだだけの、無意味な虚構であり、そういうものをもてはやす人文系の言説に対する皮肉として投稿したものだったことを発表した。投稿された論文の無意味さを理解できなかったということが、この類の言説のいいかげんさを示しているとしたのである。この「事実」は、いわゆる科学者たちの間にある、強い反対主義、反ポストモダンの雰囲気には受け、逆に、こけにされた形の人文系の人々、とくに主たる標的となったフランス系の人々からは、反感を買った。

この事件については今なお活発な論争が続いており、それ自体が二つの文化の隔離にかかわる一つの大きな項目として論じられるべきものであるが、今の段階で簡単に振り返って言うことは、ソーカルの論文が掲載されたという結果は「批評家」の誤りを示しているというよりも、まさに両者間の乖離をあからさまにしているということである。それを暗黙の了解の上に用いられる言葉と、科学者によってそれが指し示すと想定されている現実との乖離と言ってもいいかもしれない。「科学者」が非難する「批評家」も、「実在」と無関係な言葉享受したという点で一貫しており、その点で事態をまっとうに受け止めている（そしてそこのとこがまさに、「批評家」にとっては重要なところだろう）。ただ、ソーカルの投稿がそれなりの評価を受けたことの背景に、「批評家」的な言説を「科学者」が裏づけ

たというような、科学を呪術化した受け止め方があることも否めない。その点で「批評家」の側も少々軽率なところもあるかもしれない。³

「反ポストモダン科学者たちのように、あくまでも「実在」の側に立って、実在を反映しない言説を空虚と斥けることは、政治的な言説としては一つの選択肢だろう。自分たちのしていることが、相対的な真理にすぎないと言われれば、それに反論する権利は当然認められるものである。しかしことが政治的になったとたん、相対主義の問題はつきまとわざるをえない。そこを見ないまま、科学者が自らの側を客観的実在とし、そちらが当然のこととして優先されるというのは、少々粗雑に過ぎるように思われる。⁴

しかし、何より見るべきことは、言葉（テクスト）と実在とが乖離しており、二つの文化の間の壁がその二つの領域を隔てているらしいということである。つまり、言葉を離れた実在などはじめから相手にしていない陣営と、実在を離れた言葉などはじめから相手にしていない陣営とがあって、それぞれの中ではトートロジカルに自足しているらしいということである。そうだとすれば、不幸な断絶と言わざるをえないが、双方の側からのお互いへのいらだちが相当なものであることを、この事件はうかがわせる。

2 社会的判断を基礎づける科学

ポストモダンの相対主義が科学者のいらだちのもとだとすれば、逆に科学をとりまく社会が科学に感じるいらだちの一つの対象として、科学者の示すデータの複雑さがある。科学技術の成果が社会的な意志決定の対象となったり、また決定に介在したりすることが多く、しかもそれが高度になればなるほど、科学的な知識や考え方の支援は願望されはしても、必ずしも万人にとっての判断の基盤とはなりえなくなる。

とくにごく普通の人々が白黒の判断を求められる陪審制をとる国では、科学的な解釈が争点になる訴訟の扱いは厄

介になる。そこでアメリカでは、あまりにも思弁的だと判事が判断した場合は、科学者の意見を無効とすることができるといふ最高裁の判断が示される。陪審や判事を惑わすような（もちろん法廷戦術として意図的に用いられることもあるだろう）科学的なデータは「ジャンク・サイエンス」として捨てられる。しかしデータがただの「がらくた」であることの判断はどうつけられるのか。一つの解は、訴訟指揮として、データと立証されるべき結論との関係を明瞭にさせることだろう。しかし、その関係づけが与えられたとしても、現実には必ずしも妥当な判断を導くとはいえない。とくに統計や確率論的な解釈が伴う場合——つまり、科学的データのほとんどについてあてはまる場合——専門家の証言の内容が十分に陪審員に伝わらず、ミスリードしたりすることになるといふことは、無視できない。

そこでアメリカ科学振興協会（A A A S）は、科学的なデータの意味が争われる場合、訴訟と無関係の中立の専門家をアドバイザーとして斡旋するという案を裁判所に対して出している。裁判（少なくともアメリカの）にあつて、科学的な事実について意見を求められる中立的な専門家の存在が、むしろ例外的なことらしいというのは、意外に映るかもしれない。しかしここに前提されている考え方は、裁判というのが立場を異にする二つの陣営の争いで、中立の立場は理念的には判事以外にはない以上、鑑定を行なう科学者でさえ、裁判にかかわるかぎり中立ではありえない（意図的な法廷戦術として、自分の側に有利な見解をもつ専門家を立てることも含めて）ということであり、まさにその立場の分かれる二つの陣営が一定のルールにのっとって主張をぶつけ、そこから法や良識や良心によって妥当な結論を得ることが裁判の役割だということである。それにもかかわらず、このような法廷の外部の権威に頼るかのよいうなアイデアが出てくることの背景にある事情は、そういう社会的な常識が、科学の高度化によって成り立たなくなりつつあるらしいということである。

司法が、あるところから先の判断を専門家に任せるといふことになれば、一方では「良識」の限界を認めることになる。広い人々の参加（あるいは誰でも参加できるということ）が前提となるシステムは、科学の側のアカウントビリテイが確立したとしても、科学が行なうアカウントがきちんと共有される保証がなければ、そのアカウントに基づ

く判断であるという根拠が不明になるし、そもそも判断すらできないということになる。そうだとすれば、当事者が用意する専門家とは別に、中立の専門家を提供するシステムというのは不可欠のことかもしれない。

ところが一方では、ある専門集団（典型的には科学的な分野）の自律性は、無条件に期待できるわけでもないという現実を考えれば、「良識」の譲歩にも危険が伴う。それは何よりも、科学的權威の聖域化ということになりかねないからだ。このアイデアに対する司法の側の反応について、たとえば『ロサンゼルス・タイムズ』紙は、次のように報じている。¹⁰

今日、ステイーヴン・ブレイヤー最高裁判所判事は、判事の間にある、争点となる科学的な証拠を整理してもらうために中立の専門家を採用する動きを、慎重に支持したが、そういうことをしすぎないようにと警告もしている。

高度に専門的な科学的争点に左右され、時には判然としない専門家の証言だらけになるような訴訟にうんざりして、がらくたから確固たる証拠を分離してもらうために独立した専門家を指名する判事は、これまでも少数ながらいた。

ブレイヤー判事は、アメリカ科学振興協会（A A A S）の総会で、同協会が出した連邦判事が中立の専門家を探すのを援助しようという先駆的な計画を歓迎した。

しかし、同判事は、講演の後の記者会見では、科学者の支援以外についてまでこの意見を重視しないようにと警告した。

判事は「これは万能薬ではないし、広範に使えるものでもない」と言う。

司法の側の扱いは両義的である。当然のことながら、法廷が、当事者が用意したのとは別の専門家が必要とする事

態を喜んではない。やむをえずそうすることである。この判事が、専門家の意見を聞くのは科学という分野についてだけだと限定しているところに、科学的な知識の特殊性についての認識が含まれていると言えよう。¹¹ 科学とそれをとりまく世界との分離は、そういうところにも現れているということになるが、一方では、法科学 (*forensic science*) という分野が、その間をつなぐ役割を担いいうることにもなるだろう。

3 モード2の科学

こうした科学とそれをとりまく世界との乖離を埋める考え方として近年注目されているのがモード2の科学という考え方である。¹² 科学政策論のマイケル・ギボンズらは、科学技術の研究活動を、専門家の属する特定のディシプリン¹²の内部にあるときのモード1と、さまざまな意味での応用を念頭においた、他の領域の研究者や、成果を利用する人々との関係の中で行なわれるときのモード2とを区別する。¹³ モード2の科学は、時には利害が対立さえする複数の立場やディシプリンに属する人々が、それぞれの抱えている背景を考えざるをえない状況で一つの課題に取り組むという、そもそも外部とのコミュニケーションを前提とする営みということになる。¹⁴ おそらく法科学はその典型となりうるが、実は、これはある面で人文・社会科学の科学論が提供してきたものと言えるかもしれない。ただ、人文と自然科学との距離が大きくなるにつれて、科学論と科学は分離した形になり、当の科学者たちは、とくに相対主義的な科学論を拒否するようになっていく。そういう意味では、あらためて科学とその外との関係を構想しなおさなければならず、モード論もそういう試みの一つということになるだろう。

もちろん反相対主義的な科学者にしても、自分たちがいっさいのイデオロギーや社会的な制約から自由だと信じているわけではなく、自分たちが何らかの背景を背負っていることは当然のことだと考えている。¹⁵ ただ、それにもかかわらず、共通の理解や、理論ののっとなって実際に機械を作れば期待どおりに動くという意味で実在に対応した理論に

到達しうるところに自らのディシプリンに固有の、積極的な価値を見ているのである。だから自らが背負う背景ゆえに客観性を否定される科学ではなく、むしろそれを前提としつつ、共有され、かつ、現実の世界に対する効力をもつ——そういう意味で客観的な——知識へ向かう道筋としての科学という扱が必要とされるということになる。

モード2の科学という概念は、これも一つの大きな項目として扱わなければならないものであるが、本稿の段階で触れられることに触れておくと、司法が独立の専門家に頼ることにためらいがあるのと同じように、科学者の側でも、当然、モード2の科学に対するためらいが強いのではないかと思われる。¹⁶ 理念的な科学を厳格に考えれば、そのようなものは科学たりえないということになるからだ。

一九九八年の一月から三月にかけて、フジテレビ系列で放映された、監察医をモデルにしたドラマ「きらきらひかる」(郷田マモラ原作)の第八話には、象徴的な場面がある。鈴木京香演じる監察医は、解剖すべき遺体がかつての恋人なのを見て衝撃を受ける。その元恋人は、ある役人の家で頭を打って死んでいるのが見つかった。元恋人はその役人を恐喝していたらしく、「事故」もそのためにこの家に立ち寄った後、どういいうわけか二階のベランダから転落したということらしい。鈴木京香を尊敬する、深津絵里演じる研修中の監察医は、遺体が鈴木京香の元恋人であることを知って、自分でその死の真相を探ろうとする。その結果、遺体の傷の状況から、男が転落したときには、何かをだいじにかかえていたこと、当時二階の部屋には、役人の孫の赤ん坊がいたこと、部屋には鍵がかかっていたこと、赤ん坊はなぜか庭から一階の母親のところへ這ってきたこと、二階のベランダのへりには赤ん坊のものと思われる手の跡と、赤ん坊がよく遊んでいたボールがあったことなどがわかる。そこから深津絵里は、この男が役人の家を立ち去るときに、二階のベランダのへりでボールを取ろうとしていた赤ん坊に気づき、助けようとしてへいからベランダに手を伸ばし、赤ん坊を抱いたときに誤って転落し、赤ん坊を抱えていたため頭をかばうことができずに致命傷を受けたという結論を出し、鈴木京香に伝える。

しかし鈴木京香は、その解釈を受け入れない。「どうして赤ん坊を助けようとしたなんて断定できるのよ」という

わけだ。子供は一人で階下におりたのかもしれない、ペランダの手の跡が事件の時のものだったかどうかはわからない……。深津絵里は反論を試みる。「それは……。そうやって細かい可能性を追いだしたら疑いも出てきます。でも、杉本さん（＝元恋人、引用者註）の右肘に打撲の跡がなかったのは事実です。状況的に考え合わせると、杉本さんが子供を助けようとして判断していると思います」。鈴木京香はあくまで頑なだ。「私はその、『助けようとして』というのがいちばん気になるのよ。助けようとしてかどうかなんて、当人にしかわからないでしょう。その役人が言っていたように、誘拐しようとしていたのかもしれないし、もっと言えば殺そうとしていたのかもしれない」。

深津 先生、なんてこと言うんですか。杉本さんは先生の……

鈴木 私の男だったからどうだって言うの？ 私の男だったら人は殺さないの？ 私のために真実を作ってくれ

ようとしてるわけ？ ……彼は恐喝をなりわいとしてたんでしょ？ どうせ想像でものを言うんだったら、金のために誘拐しようとしたって言った方が筋が通るんじゃないの？

鈴木京香的な姿勢は、一種の科学原理主義を体现するものであって、現代社会にあっては圧倒的に分が悪い。結論として求められるのは（おもしろいのは）総合的判断だけれども、確実に正しいことを言おうとすれば、実際にはトロジカルな分析判断しか出せない。総合的判断は、どこかで飛躍するが、その判断を受け入れれば、そこからあらためて分析判断を重ね、共有することができる。分裂は、その根っこにある論理的に証明できない総合的判断を、共有できないことによる。しかし理念としての科学には、確かに鈴木京香的などころがあり、それゆえにこそ司法が判断に困るような、何を言いたいのかわからないようなジャンク・サイエンスも生まれることにもなるのだが、それにもかかわらず、そこは確かに科学の信頼できる部分でもある。それでいいとは言わないまでも、そこに科学の証があるとすれば、モード2の科学に対する科学の側からの抵抗感が出てくるのは当然のことだろう。モード2の科学とは、

ある意味で、科学が社会的な要請の中で、そこで望まれる「踏み込んだ判断」、あるいは誰かのための「真実を作る」営みということにもなるからだ。

もちろん科学があり方を変えて、従来の科学——そういう理念的なものが実際にあったとして——とは異なるものになることは止められない。また科学の正体がさほど明確なわけでもなかったとすれば、むしろモード2の科学とは、科学の現状の追認であり、逆にモード2の科学がモード1の科学を理念的な単体として分離してきたということなのかもしれない。そうだとすると、明示的なゲームのルールが変わっていくということでもあり、知識と環境の相互作用により、環境が変化するとともに、知識のあり方が変化するということである。そのこと自体は必然的な流れとして認めなければならない。しかしなしくずしにモード2を受け入れるのではなく、モード1の側から考えることは理念として必要であり、そういう意味で、モード2の科学に対する抵抗感の正体は、正当に評価されるべきものと思われる。

4 賢慮としての総合的な判断

だからといって、事実の蓄積と、そこから言えることだけを言うという禁欲に甘んじる科学だけを信頼しようというのではない。何と言っても、どこかでロジックを超えた判断に頼らないかぎり、新しい知見や行動の指針は出てこないのだ。客観的なデータをいくら積み重ねても、普遍的な結論(帰納的推論)が論理的な必然として得られるわけではないし、その客観的なデータもある統計的な処理の対象であることを考えれば、どこかで飛躍が必要になる——あるディシプリンの中で共通に合意できるという前提があるので恣意的とまでは言わないにせよ、客観的なデータがあれば直ちに一つの結論に達するということにはならないのだ。同じ規則に従っていても、現実には得られるデータの範囲からは、ある選択肢の中におさまるとはいえ、言えることにはらつきが出てくるだろうし、何が結果として選ばれ

るか（析出するか）は、そのときどきのコンフィギュレーションによって、結果論的に決まるということもあるだろう。

また、道徳的な義務というのを考えても、それが客観的な現実から論理的に帰結されるものとはかぎらない。人を殺してはならないといったことでさえ、客観的な「事実」とはいえないという見解には、論理的な必然性という点からすれば、相応の説得力がある。それにもかかわらず、人を殺してはならないというのを道徳的な義務として自らや他者に課すことは、十分に合理的なことと考えられる。論理的な必然性がないから妥当な推論や義務として認めないというのでは、ディシプリンとしての整合性を維持することはできないという意味では正しくても、それ以上のことは出てこない。だからこそモード1の科学はモード2へと足を踏み出さなければならなくなる。人は根拠のある指針を求めるのであり、できれば自分のもっている指針に根拠が与えられることを求めるものでもある。モード1の側も、そのことの危険性のみでモード2を斥けることはできない。

しかしモード2であればいいというものでもないのは当然だ。どこまでを分析的な論理でとらえ、どこから総合的な判断を介入させるかというのは、それ自体が総合的判断であり、恣意ともなりかねない部分を残してしまうからだ。といって、分析的な論理を排し、とことん総合的な判断で通すとすれば、それはつまるところ、科学の放棄である。少なくとも、正体の不明な良識への科学の従属である。無条件のモード2への依存は、望む結果だけを求め、受け入れるということになりかねない。きちんとしたモード2のためには、きちんとしたモード1が前提となる。あるいはモード2でのディシプリン相互のコミュニケーションから、当の個々のディシプリンとしてのモード1をあらためて結晶としてきちんと析出させなければならぬ。その前提があればこそ、論理を超えた総合的な判断としてモード2の妥当性が言えるのだと思う。モード1ぬきのモード2はありえない。¹⁸

先ほど引いた「きらきらひかる」の場面の続きはこうなる。ひとしきり他の同僚との応酬もあった後、上司の柳葉敏郎がその場をおさめにかかる。深津絵里が推測をまじえすぎることに対しては注意するが、警察から意見を求めら

れたら自分は深津絵里の解釈で答えるというのである。

柳葉 個人として、監察医として俺はそう信じる。

鈴木 だとしたらいいお話よね。……私もそう信じたい。

ここでは情と理がぶつかりあい、その衝突が「政」によって治められている。きわめて単純な構図ではあるが、単純なだけに対比は鮮やかだ。その鮮やかな対比の中で、鈴木京香の体現する理は敗れる——少なくとも情の側に取り込まれる²⁰。物語が何らかの決着を求める以上、おそらく逆の物語は望まれないだろう。鈴木京香が体現する理（あるいは理念としての「科学」）は、必然的に決着がつかない類のものだからだ。

しかし、それにもかかわらず、理を抜きにすることはできない。情は公的な承認を得るために、理の支えを求めつづける。それはまた、理が情の側に立つことの要請ともなる（話のわかる科学であってほしい）。考えてみれば、科学が統計的データをどう処理し、どう処理するかといったことに左右される以上、科学というのはもともと法廷的 *forensic* である。だから科学があまりに自然主義／実在主義に頼るのは、かえって説得力を欠く。ただ、ある種の「自然」／「現実」に対して「有効」であることを認めないわけにはいかない。その点についての評価が置き去りにされそうになっていることに対する科学者の側のいらだちも、正当にかえりみる必要もある。情だけでも理だけでも成り立たないし、理は情に反することもあることを、理において認めなければならぬ。それを治めるのはまさに、人と人の関係の調整という広い意味での政治である。

法科学の一つである法医学の別名は、いみじくも *medical jurisprudence*（医学による司法——医学による法的賢慮）である。政治は賢慮に基づくことが必要であり、その賢慮を生み出すためのモード2の科学が必要となる。そしてよきモード2の科学をあらしめるためには、よきモード1の科学が必要なのである。

註

- 1 Alan Sokal, "Transgressing the Boundaries: Towards a Transformative Hermeneutics of Quantum Gravity" in *Social Text* Spring/Summer 1996. たまた本稿は『La Recherche』誌が公開するウェッブ・ページに掲載された同論文 (<http://www.LaRecherche.fr/FOR/C9701/SOKAL/transgress-v2/transgress-v2-singlefile.html>) を参照している。また、事件の経緯についても同ページを参照している。
- 2 たとえば Robin Dunbar, *Trouble with Science*, Faber & Faber 1995 (拙訳『科学がきかされる理由』(青土社)や、Roger Newton, *The Truth of Science*, Harvard University Press 1997 を参照のこと)。
- 3 呪術的科学与いっても、科学が一種の呪術だと言おうとするわけではない。むしろ科学的な成果を呪術的に扱い、自分の信じていることを補強するために、科学的な装いを(部分的に)利用するような傾向のことである。たとえば、抗菌・除菌といった儀礼がある。清潔という達成しえない目標について達成感をもたせるために、(科学が発見した)細菌という具体的な実体を想定するということである。細菌の現実のありようとは無関係に、細菌という結果のみを思考の中に位置づけるという意味で、実際には科学の対極にあるとらえ方だが、単なる嫌悪感に細菌という客観的な根拠があるかのようにふるまい、それで安心できるという意味で、科学の顔をした呪術的思考とすることもできるだろう。その安心は、まずは自分に納得がいくことが重要なので、本当に除菌の効果があるかどうか、そもそも除菌していいのかどうかといったことはどうでもいい。
- 4 逆に科学であるがゆえに拒否されるという形の呪術思考もある。「科学の成果にはいろいろと危険なものがある。だから今度発見された〇〇は危険に違いない」という形の反応である。
- 5 『ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール』誌は、ソーカルのやり方は「権威の濫用」だとする、批判された側のフランス知識人を代表するような記事を掲載している。Eribon, Didier, "Salutaire, mais...: Les limites du «sokalisme»" in *Le Nouvel Observateur*, 28 septembre 1997, p.52.
- 6 *New Scientist*, No.2115, January 3, 1998, p.5.

6 Ibid.

7 たとえば近年多用されるDNA鑑定の意味が往々にして無視されたり、誤解されたりする傾向があることが報告されている (New Scientist, No.2112, December 13, 1997, pp.18-19)。⁹ DNA鑑定を示すことは、被告のDNAと犯人が残したとされる体液のDNAとの一致のしかたからすると、被告が事件と無関係な人だとしてそのような一致を示す確率が、たとえば二〇〇万分の一だというようなことである。しかしそれは、被告が無実である確率が二〇〇万分の一だということの意味するわけではないし、ましてやそれだけでは被告が犯人であることが確認されたわけでもない。あくまでも他の証拠から被告が疑わしいと思われる場合に、その疑わしさを補強する証拠でしかない。たとえ確率が低くても、偶然に一致する可能性は残っており、他の証拠からすると被告の有罪の可能性が乏しい場合には、いくら補強されても有罪の確率は高くない。むしろこの一致が偶然の一致である可能性が高まると解釈しなければならない (詳しくは、ベイズ推論についての解説、たとえば John Leslie, *The End of the World*, Routledge, 1996 (拙訳『世界の終焉——終末を考える論理』青土社より近刊) pp.198-200 を参照のこと)。⁸ しかし多くの場合、この類の証拠は被告が犯人であることの決め手と理解される。

8 New Scientist, No.2122, February 21, 1998, p.11.

9 前掲の記事は、「科学者の問題の扱い方と法廷の扱い方との乖離がだんだん大きくなっている」という専門家の見解を引いている。

10 Los Angeles Times, February 16, 1998. ただし、本書が参照する記事は、同紙が公開しているウェブ・サイト (<http://www.latimes.com>) にあるものである。

11 前掲の『ニューサイエンティスト』誌の記事は、法律家の側の意見として、独立の専門家の意見が影響力をもちすぎるようになることに対する懸念を記している。過去に中立の科学者の意見を聞いた裁判では、依頼した専門家の意見と相反する判断が示された例は五八例中、わずか二例だけであり、科学者の権威に畏れいつてしまっていることを示唆するものと解されている。¹⁰

- 12 Michael Gibbons et al. *The New Production of Knowledge: The Dynamics of Science and Research in Contemporary Society*, Sage Publications, 1994 (小林信一監訳『現代社会と知の創造——モード論とは何か』丸善ライブラリー)。本稿では訳書を参照する。
- 13 ギボンズ、前掲訳書一四頁。応用 (*application*) を念頭に置くといっても、いわゆる応用科学ではない。応用科学もそれぞれのディシプリンがあり、その中で完結していれば、モード1になるのは当然のことである (同書七二頁)。
- 14 同訳書七三〜九〇頁。
- 15 Dunbar, *op. cit.*, p.161 (拙訳二四三〜四四頁)
- 16 ギボンズの前掲訳書に対する小林信一による解説「転機に立つ『科学技術と社会』」(ギボンズ、前掲訳書一〇頁)。
- 17 おそらく科学はモード1を鮮明に見せているというだけのこと、おそらくどんなディシプリンも、ディシプリンであるかぎり、モード1をもっているものと思われる。科学だけにモード1を認めて特権化するつもりはない。
- 18 Cf. John Leslie, *op. cit.*, pp.165-70.
- 19 逆に「科学者たちはコミュニケーションが本当にコミュニケーションになっていくかを確認しなければならない。すなわち、可能性のある解釈もしくは答えのすべてを受け入れるのではなく、ある種の反響効果のために自らの声を聞いてしまっているのにそれに気づかない科学者から注意深く守られてきた解釈や答えだけを受け入れるということである」(ギボンズ、前掲訳書八八頁)ということもある。いずれにせよ、ディシプリン相互の食い違いは正確に見ておかなければならないし、そのためには対立も一致も明確になるようなモード1のありようがなければならぬ。それ自体ではとらえどころのない良識を体現するのは、個々のモード1しかないのではないか。
- 20 実は、ここでの柳葉敏郎の判断は、そこまで言わなくても、単純に簡潔性の原理というモード1レベルでの選択原理に従っていると考えられることもできなくはない。ただ、その場合にも、理を超えた原理に従わざるをえないという意味では、鈴木京香の理が貫徹しえないことには変わりはない。